資料２

ネーミングライツの諸条件（案）

※本資料の記載内容は令和７年 10 月時点での想定であり、本サウンディングの結果を踏まえ、ネーミングライツ公募時には内容が変更となる場合があります。

１　ネーミングライツを募集する対象施設、所在地

対象施設：新秋田県立体育館

所 在 地：秋田市八橋運動公園内

２　募集時期

令和８年度以降（募集期間は１か月程度を想定）

※具体的なスケジュールは、ネーミングライツ公募開始時に公表します。

３　ネーミングライツの内容

建屋外壁の県が指定する箇所への施設名称看板の掲出

パンフレット、ホームページ等の広報媒体への施設名称の表示

※内容の詳細は、優先交渉権者の選定後、協議の上、決定することとします。

４　ネーミングライツ料

年額２，２００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）

５　契約期間

５年以上

６　応募資格

自らが命名権者となることを希望する事業者を対象とします。ただし、次に掲げる者は除きます。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続又は更生手続中の者

(3) 県の指名停止措置又は資格停止措置を受けている者

(4) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている者

(5) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している者
(6) その他県の広告主として不適切と認められる者

7　選考方法及び選考基準

県が設置する広告事業審査会における審査により、ネーミングライツの売却に係る優先交渉権者を選定します。

優先交渉権者の選定に当たっては、ネーミングライツ料、契約期間その他提案内容を総合的に判断します。

8　ネーミングライツ導入にともなう費用負担

区分	命名権者	県	指定管理者
事業敷地内外の看板等の表示及び変更	○		
ネーミングライツ契約終了後の原状回復	○		
ホームページ、パンフレット等の広報媒体の表示変更		△	○

△：状況に応じて合理的な範囲で県が費用負担

9　施設名称の掲出条件

○仕様

大型看板（20 文字：１文字 80cm 四方・ステンレス製箱文字程度）を想定
（下地と電源は施設側で整備）
※秋田市屋外広告物条例等の各種法令に適合することが要件となります。

○基準（広告制限事項）

次に定める業種の広告事業は対象外とします。
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定するもの
(2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第２条に規定する貸金業のうち専ら消費者金融及び事業者金融に関するもの
(3) 公営競技その他のギャンブルに係るもの（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第４条第１項の規定により都道府県等が発売する宝くじに関するものを除く。）
(4) その他県の施設に掲出するものとして不適切と認められるもの
（例）
・法令等に違反する恐れのあるもの
・政治性又は宗教性のあるもの
・思想又は信条に関係あるもの
・社会問題についての主義又は主張があるもの

・誇大又は虚偽の恐れのあるもの
・公序良俗に反する恐れのあるもの
・第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
・氏名又は意見を広告しようとするもの

10　大型看板設置場所（予定）

大型看板の設置位置は、以下のパターン①又はパターン②を想定しています。

パターン①（西側＋東側）

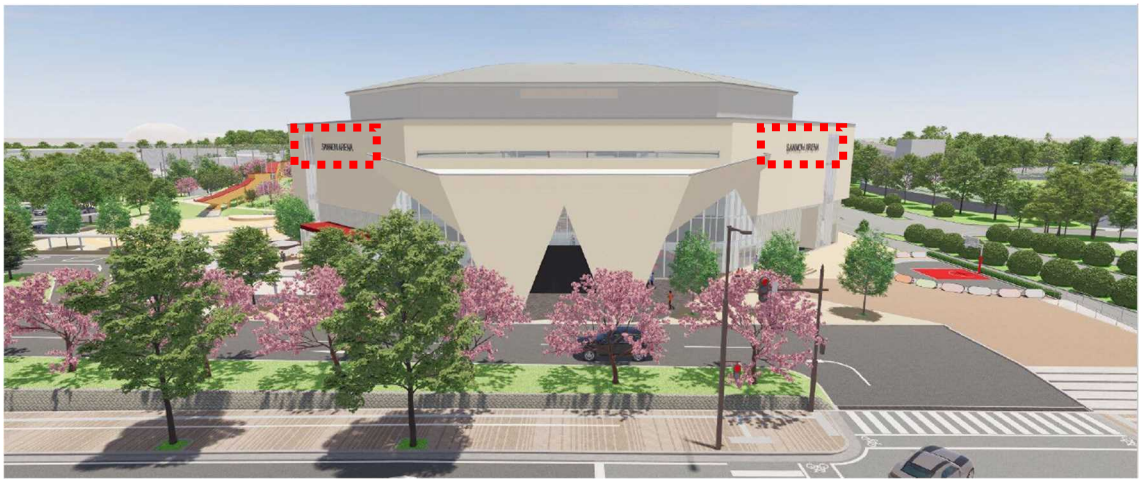

パターン①－１　南側正面より

パターン①－２　南東方向より

パターン①－３　南西方向より

パターン②（南側）

パターン②－１　南側正面より

パターン②－２　南東方向より

11　備考

男子プロバスケットボールＢ１「秋田ノーザンハピネッツ」及び女子バレーボールＳＶリーグ「アランマーレ山形」がホームアリーナとして使用予定。

・秋田ノーザンハピネッツ：2028-29 シーズン（令和 10 年）～
・アランマーレ山形　　：2030-31 シーズン（令和 12 年）～